

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県告示第七百十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤原光恵	鳥国薬第四五八号	昭和五十六年六月十一日
竹内裕美	鳥国医第二、六三一號	昭和五十六年六月十二日
辻田哲朗	鳥国医第一、六三三号	"
眞境名由弘	鳥国医第二、六三四号	"
平木真滋	鳥国医第二、六三五号	"
久留一郎	鳥国医第二、六三六号	昭和五十六年六月十九日
伊東康男	"	
安達敏明	鳥国医第二、六三七号	

昭和56年8月7日 金曜日

鳥取県公報

白水恵子	金克己	倉信正	谷口信行	井田尚志	新澤毅	三村節子	門脇敬一	鳥国医第二、六四二号	鳥国医第二、六四〇号	鳥国医第二、六三九号	鳥国医第二、六三八号	鳥国医第二、六四八号	鳥国医第二、六四八号
鳥国薬第四六一號	鳥国薬第四六〇号	鳥国医第二、六四六号	鳥国医第二、六四五号	鳥国医第二、六四四号	鳥国医第二、六四三号	鳥国医第二、六四二号	鳥国医第二、六四一号	鳥国医第二、六三九号	鳥国医第二、六三八号	鳥国薬第四五九号	鳥国医第二、六三八号	鳥国医第二、六四八号	昭和五十六年七月十日
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第七百十四号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院であると認めたので、同省令第二条の規定により告示する。

昭和五十六年八月七日

鳥取県知事 平林鴻

名 称 鳥取大学医学部附属病院

所 在 地 米子市西町三六番地の一

鳥取県告示第七百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、淀江宇田川地区第二工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月七日

鳥取県知事 平林鴻

三

3 昭和56年8月7日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第5279号

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年八月八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
淀江町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。
- 鳥取県告示第七百六十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、淀江田川地区第四工区県営整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十六年八月七日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 保安林予定森林の所在場所
- (一) 八頭郡若桜町大字大野字家の谷四三五、四三六、四三七の一、四三七の二、四三八、四三九、六二三、六二三の一
- (二) 八頭郡若桜町大字中原字上ミノ谷一一九の二から一一九の四まで、一二九の六、一二九の四八、一一三九から一一四四まで
- (三) 八頭郡若桜町大字中原字畠ヶ谷一一六八
- (四) 八頭郡若桜町大字根安字谷口下モ平五三三の八、五三三の一二
- (五) 八頭郡佐治村大字高山字深山口四三八の二、四三八の五、四三八の次二、四三八の次三、字青尾一〇六四、字ミイノ手一〇六五の五
- (六) 八頭郡佐治村大字加瀬木字ヒツボ一谷東一八二一、字ヒツボ一谷二二五一、二二五一
- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年八月八日から二十日間

5 昭和56年8月7日 金曜日

鳥取県公報

	3 土砂の流出の防備
	3 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法	(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
	(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
	(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種	(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
	次のとおりとする。
五 1 保安林予定森林の所在場所	八頭郡用瀬町大字別府字杉谷二八三の六、二八三の七、二八六、二八六の次一、二八七、二八八、字小谷七〇五
2 指定の目的	土砂の崩壊の防備
3 指定施業要件	立木の伐採の方法
(一) 立木の伐採の方法	(1) 主伐は択伐による。
	(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
	(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度	(1) 立木の伐採の限度
	次のとおりとする。
六 1 保安林予定森林の所在場所	鳥取県告示第七百十八号

	2 指定の目的
	土砂の崩壊の防備
	3 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法	(1) 主伐は択伐による。
	(2) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
	(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度	(1) 立木の伐採の限度
	次のとおりとする。
一一 保安林予定森林の所在場所	鳥取県告示第七百十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

昭和56年8月7日 金曜日

鳥取県公報

- (一) 気高郡鹿野町大字河内字蒼台四〇二四、字家小屋四五一の一、字家ノ瀬四六〇、四六一、四六四
- (二) 気高郡鹿野町大字未用字先祖山又北平二一九五、二一九七の二、字畦谷八三六、八三七、八四一から八四四まで
- (三) 気高郡鹿野町大字河内字竹谷四二八六、四二八七、四二八八の一から四二八八の三まで、四二八九
- (四) 気高郡鹿野町大字河内字下向谷四三一二、四三一三
- (五) 気高郡青谷町大字田原谷字於壹四六一、四六三、字西溝四五七、字西村内二四五、二四五の一、二四五次一
- 指定の目的
- 3 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐による。
- (2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次とのとおりとする。
- (一) 立木に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次とのとおりとする。
- 二 1 保安林予定森林の所在場所
- (一) 気高郡青谷町大字屋宇尾花五三五、字向畑二二二の一
- (二) 気高郡青谷町大字吉川字家の空三三一の二、三三二、三三九、字ナメラ三四〇
- (三) 鳥取市雲山字鶴尾四四六から四四八まで

四 岩美郡岩美町大字大羽尾字濱頭三四七から三五一まで
 (五) 岩美郡岩美町大字眞名字上土居一一七、字上瀧四七

鳥取県告示第七百十九号

次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

7 昭和56年8月7日 金曜日

- 一 保安施設地区予定地の所在場所
 1 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
 西伯郡中山町高橋字柄端九六九の一、九七〇の一
- 2 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一七号までを順次直線で結んだ線及び標柱一七号を直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
- 西伯郡大山町豊房字清水原二〇四五の一、字馬越背二〇六二の六
- 3 次に掲げる土地に存する標柱一号と標柱一三号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一三号を直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
 西伯郡中山町羽田井字中山原一四一九の五九、一四一九の二二八
- 二 指定の目的
 1 立木の伐採の方法
 (1) 土砂の流出の防備
 (2) 主伐は択伐による。
 (3) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 四 指定の有効期間

七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに中山町役場及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称
 倉吉都市計画道路事業 三一四一 住吉町倉吉停車場線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

1 収用の部分 倉吉市住吉町、宮川町、昭和町字鳥居駅地先、字鳥居駅、字上河原、字動々川、字上穴田、字下穴田及び字畠、嚴城字笠ヶ前、字上矢太田、字土井ノ上、字下河

原、字伊木渡り、字安田開及び字新市並びに下田中字西
新添地内

2 使用の部分 なし

4 工事種別 新築
5 建築物の構造 鉄骨造二階建

6 建築物の面積 建築面積 三四七・八五平方メートル
延べ面積 六七七・二五平方メートル

鳥取県告示第七百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第十項の規定により告示する。

昭和五十六年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聽聞の日時及び場所

昭和五十六年八月十三日 午後二時から

二 事案の内容

岩美郡国府町大字町屋三〇五一一 国府町役場三階第三会議室

建築基準法第四十八条第三項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

1 申請者

岩美郡国府町大字奥谷三一一一

2 建築物の位置 岩美郡国府町大字奥谷三一一一

3 建築物の用途 工場

鳥取県告示第七百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第四項の規定により、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させた。

昭和五十六年八月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公演の種類等	期	日	会場
民俗芸能 「ふるさとをたずねて」	昭和五十六年九月五日		
合唱 アメリカ合唱隊	昭和五十六年十一月二十二日 昭和五十六年十一月二十三日	昭和五十六年十一月二十四日	鳥取市民会館 鳥取市民会館 米子市公会堂

二 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課 文化係長 山口武夫

三 委任期間

昭和五十六年八月五日から同年十二月一日まで

昭和56年8月7日 金曜日 9

報 公 县 取 鳥

公

告

昭和56年7月31日に実施した砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和56年8月7日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

諸寄 泰久	中山 弘美	澤 孝也	福田 和年	中村 譲
浜口 育弘	福石 英樹	竹森 理雄	松嶋 哲昭	前垣 高司
国岡 晃闇	米井 明	伊藤 秀義	山崎 正人	汐田 恒
前田 忠雄	前田 豊吉	小原 力三		